

村職員の 給与の状況

占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の給与の状況等をお知らせします。

1 職員給与費の状況

(単位：万円)

年度	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	期末・勤勉手当	諸手当	計(B)	
平成28	55人	21,376	7,662	3,784	32,822	597
平成29	57人	21,967	8,020	3,814	33,801	593

* 職員数は平成29年度当初予算の人数です。(特別職を含む)

2 職員の平均給料月額・平均年齢状況

(平成29年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	311,400円	39.0歳

3 初任給と採用2年経過の給与月額

(平成29年4月1日現在)

区 分		初任給	採用2年経過給与月額
一 般 行政職	大学卒業	178,200円	191,700円
	高校卒業	146,100円	154,500円

4 職員手当の状況

退職手当	(支給率)	自己都合	定 年	
	勤続20年	・・・ 20.445月分	25.55625月分	
	勤続30年	・・・ 36.105月分	42.4125月分	
	勤続35年	・・・ 41.325月分	49.59月分	
	最高限度	・・・ 49.59月分	49.59月分	
期末・勤勉 手 当		期 末	勤 勉	計
	6月期	1.225月分	0.85月分	2.075月分
	12月期	1.375月分	0.85月分	2.225月分
	計	2.6月分	1.7月分	4.3月分
職制上の段階、職務の級などによる加算措置なし。				
扶養手当	◎配偶者	10,000円		
	◎子	8,000円 (配偶者なし 1人10,000円)		
	◎父母等	6,500円 (配偶者なし及び子なし 1人9,000円)		
	◎特定期間の加算	5,000円		
通勤手当	片道通勤距離2km超の者で、交通機関等利用			
住宅手当	借家で、12,000円を超える家賃を支払っている職員			

5 等級別職員数の状況

(平成29年4月1日現在)

区分	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
標準的な職務	課長 主幹	課長 主幹	主幹 係長・主査	係長 主査・主任	主事	主事 事務補	—
職員数	12人	15人	10人	2人	10人	5人	54人
構成比	22.2%	27.8%	18.5%	3.7%	18.5%	9.3%	100.0%

平成29年度 国民健康保険税の概要をお知らせします

国民健康保険は、加入者の医療費にあてるため、国などからの補助金や加入者が負担する国民健康保険税により、運営されている医療保険制度です。今年度の国民健康保険税についてお知らせします。

なお、平成29年度の国民健康保険税は、7月中旬に発送する納税通知書でお知らせいたします。

■税率

国民健康保険税は、世帯主に課税され、医療分・後期分（後期高齢者支援分）・介護分に分かれています。課税される対象は、所得や資産・加入人数等で、次の税率に基づき計算します。

なお、平成28年度から税率・課税限度額ともに変更ありません。

課税区分		医療分 (加入者全員)	後期分 (加入者全員)	介護分 (40歳～64歳)
所得割	所得金額－33万円（基礎控除）×税率	5.50%	1.80%	1.00%
資産割	固定資産税（土地・家屋）×税率	38.00%	14.00%	8.00%
均等割	加入者の人数×金額	17,000円	6,000円	6,000円
平等割	一世帯の金額	23,000円	8,600円	5,000円
課税限度額		54万円	19万円	16万円

■税の軽減

国民健康保険税を計算する時に、世帯の所得合計額に基づき、均等割と平等割の合計金額が、7割・5割・2割軽減されます。平成29年度より次の表のとおり5割・2割軽減の基準が変わります。この軽減に申請は不要ですが、前年の所得に関する申告が必要となります。

区分	平成28年度	平成29年度
7割軽減	33万円以下	33万円以下（変更なし）
5割軽減	33万円＋（26.5万円×被保険者数）以下	33万円＋（27万円×被保険者数）以下
2割軽減	33万円＋（48万円×被保険者数）以下	33万円＋（49万円×被保険者数）以下

■支払いが困難な方はこちらをご覧ください

国民健康保険税は、3回に分けて納めてもらうよう通知していますが、支払いが困難な場合は、実情に応じた支払い方法の相談を受け付けますので、お早めに税務担当へご連絡ください。

国民健康保険税の納付が納期限までに確認できない場合、給付の差し止めや、いったん医療費を全額自己負担していただくという措置をとらせていただきます。

なお、口座振替を希望される方は、下記の連絡先までお問い合わせください。

<お問い合わせ>

- 国民健康保険税に関すること 総務課税務担当 電話56-2125
- 各種届出や給付などに関すること 保健福祉課国保医療担当 電話56-2122

■家屋の取り壊し・新築や増築の際には届出を！

住宅や店舗・事務所、物置・車庫など家屋を取り壊したときは、総務課税務担当までご連絡ください。取り壊しの届出がない場合、翌年度も課税されますので、ご注意願います。

また、新築や増改築をした家屋も対象となりますので、忘れずに届出をお願いします。

<お問い合わせ> 総務課税務担当 電話56-2125